

B型肝炎訴訟に係る最高裁令和3年4月26日第二小法廷判決を踏まえた、HB<sub>e</sub>抗原陰性慢性肝炎が再燃した者の取扱いについて

HB<sub>e</sub>抗原陰性慢性肝炎が再燃した者については、B型肝炎訴訟に係る最高裁令和3年4月26日第二小法廷判決を踏まえ、下記のとおり取り扱うこととなりましたので、お知らせします。

## 記

### 第1 「HB<sub>e</sub>抗原陰性慢性肝炎が再燃した者」等の意義

「HB<sub>e</sub>抗原陰性慢性肝炎が再燃した者」とは、以下の事由のいずれにも該当する者をいう。

#### 1 HB<sub>e</sub>抗原陽性慢性肝炎を発症したこと。

すなわち、HB<sub>e</sub>抗原陽性でかつB型肝炎ウイルス感染に起因するALT（GPT）値の異常（当該血液検査結果票に記載された基準値との比較による。）が認められ、かつ、当該時点の後6か月以上をおいた別の時点において、B型肝炎ウイルス感染に起因するALT（GPT）値の異常（当該血液検査結果票に記載された基準値との比較による。）が認められること。ただし、上記の2つの時点の間隔が相当長期であり、又は両時点の間に異常値の継続を疑わせる検査結果があるなどの特段の事情のある場合を除く。

又は、カルテや各種検査結果（原データ）等の医療記録に基づき、医学的知見を踏まえて総合的に判断し、HB<sub>e</sub>抗原陽性慢性肝炎を発症したと認められること。

#### 2 セロコンバージョンを起こしたこと。

すなわち、上記1の後に、HB<sub>e</sub>抗原陰性でかつHB<sub>e</sub>抗体陽性が認められること。

又は、カルテや各種検査結果（原データ）等の医療記録に基づき、医学的知見を踏まえて総合的に判断し、上記1の後に、セロコンバージョンを起こしたと認められること。

#### 3 慢性肝炎が鎮静化したこと。

すなわち、上記2のセロコンバージョン以後に抗ウイルス療法がなされていない状態の観察期間内において、6か月以上、ALT（GPT）値が持続正常（当該血液検査結果票に記載された基準値との比較による。）であること。

又は、カルテや各種検査結果（原データ）等の医療記録に基づき、医学的知見を踏まえて総合的に判断し、上記観察期間内において、慢性肝炎が鎮静化したと認められること。

#### 4 HB<sub>e</sub>抗原陰性慢性肝炎を発症したこと。

すなわち、上記3の後に、HB<sub>e</sub>抗原陰性でかつB型肝炎ウイルス感染に起因するALT（GPT）値の異常（当該血液検査結果票に記載された基準値との比較による。）が認められ、かつ、当該時点の後6か月以上をおいた別の時点において、B型肝炎ウイルス感染に起因するALT（GPT）値の異常（当該血液検査結果票に記載された基準値との比較による。）が認められること。ただし、上記の2つの時点の間隔が相当長期であり、又は両時点の間に異常値の継続を疑わせる検査結果があるなどの特段の事情のある場合を除く。

又は、カルテや各種検査結果（原データ）等の医療記録に基づき、医学的知見を踏まえて総合的に判断し、上記3の後に、HB<sub>e</sub>抗原陰性慢性肝炎を発症したと認められること。

## 第2 和解金の定め等

### 1 病態等の区分

前記第1の「HB e抗原陰性慢性肝炎が再燃した者」につき、被告は、平成23年6月28日付け基本合意書別紙基本合意書(案)(以下「基本合意書(案)」という。)第3の1(1)の表の③、④又は⑤に該当するとしてそれに応じ、当該原告又はその相続人である原告らに対し、同表右欄の和解金(相続人らは相続分で按分)を支払うものとする。

### 2 平成29年法律第44号による改正前の民法724条後段及び現行民法724条2号所定の20年の起算点

基本合意書(案)第3の1(1)の表の④及び⑤の「発症後提訴までに20年を経過したと認められる者」につき、前記第1の「HB e抗原陰性慢性肝炎が再燃した者」については、HB e抗原陰性慢性肝炎を発症した時点(前記第1の4)を起算点とする。

### 3 二重給付をしないことについて

病態の区分が基本合意書(案)第3の1(1)の表の③「慢性肝炎(④又は⑤に該当する者を除く)」であるとして、同表右欄の和解金(1250万円)の支払を受けた者は、慢性肝炎(HB e抗原陰性慢性肝炎を含む。)が再燃した場合(複数回再燃した場合を含む。)であっても、重ねて慢性肝炎の病態の同区分に基づく和解金(1250万円)の支払を受けることができない。

## 第3 除斥期間が経過した者として既に和解した者に対する追加支払

先行訴訟において、基本合意書(案)第3の1(1)の表の④又は⑤に該当するとしてそれに応じて同表右欄の和解金(300万円又は150万円)の支払を受けた者が、前記第1の「HB e抗原陰性慢性肝炎が再燃した者」に該当し、前記第2の2の起算点から先行訴訟の提起までに20年を経過していなかったことを理由に同表③に該当するとして提起した後行訴訟において、その事由の立証があったときには、被告は、当該原告に対し、同表③右欄の和解金(1250万円)と支払済みの和解金(300万円又は150万円)との差額及びこれに対する4%の割合による弁護士費用相当額を支払うものとする。

また、被告は、上記の支払を受けた当該原告がより上位の病態の区分に新たに該当することとなった場合には、当該原告に対し、新たな病態の区分に応じた金額から上記の支払を受けた金額(1250万円)を控除した和解金を支払うものとする。

## 第4 資料の提出

被告から、前記第1の「HB e抗原陰性慢性肝炎が再燃した者」に該当するか否かの確認に必要があるとして、さらに医療記録の提出を求められた原告らは、その求めを受けた後、速やかに同資料を提出する。